

手配旅行条件書

(旅行業法第12条の4による旅行取引条件説明書面)
(旅行業法第12条の5による契約書面)

株式会社三進インターナショナル

1. 手配旅行契約

- (1) 三進交通株式会社(東京都品川区大崎 3-6-21-206 東京都知事登録旅行業第3-6366号)(以下「当社」といいます。)、お客様とは手配旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになります。
- (2) 当社はお客様の依頼により、お客様のために代理、媒介、取次をすることなどにより、お客様が当該旅行の日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。))の提供を受けることができるように、手配することを引き受けます。
- (3) 当社は旅行の手配にあたり、運送・宿泊機関等に支払う運賃・料金その他の費用(以下「旅行費用」といいます。))のほか、所定の取扱料金を申し受けます。
- (4) 旅行契約の内容・条件は、本旅行条件書、及び当社旅行業約款手配旅行契約の部(以下「当社約款」といいます。))によります。

2. 旅行のお申し込みと契約成立時期

- (1) 当社所定の旅行申込書に所定の事項を記入の上、旅行代金の20%相当額の申込金を添えてお申込みください。お申込金は旅行代金または取消料、違約料の一部として取扱います。残額は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日目に当る日までに当社が確認できるようにお支払いください。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日目に当る日以降にお申込みの場合は、旅行開始日前の当社が指定する期日までにお支払いください。
- (2) 旅行契約は、当社がお申込みを受諾し、お申込金を受諾したときに成立します。
- (3) 上記(2)にかかわらず、次の場合はお申込金の支払を受けることなく契約が成立します。
[1] お申込金の支払を受けることなく、契約を締結する旨の書面を交付した場合。(書面をお渡した時点、FAXの場合は発信した時点、Eメールの場合はお客様に到達した時点で契約成立となります。)
[2] 旅行出発日までに旅行代金と引き換えに旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面をお渡しする場合。(当社がお申込みを受諾した時点で契約成立となります。)

3. お申し込み条件

- (1) 高齢の方、慢性疾患をおもちの方、現在健康を損なっている方、妊娠中の方、障害をおもちの方などで特別の配慮を必要とする方は、その旨を旅行のお申し込み時にお申し出ください。

4. 契約書面のお渡し

- (1) 当社は、旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡します。契約書面は、本旅行条件書、ご旅行お引受書、ご日程表、ご旅行代金見積書等により構成されます。ただし、当社が手配するすべての旅行サービスについて乗車券類、宿泊券その他の旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面をお渡しするときは、当該書面をお渡ししないことがあります。

5. 旅行代金

- (1) 「旅行代金」とは、当社が旅行サービスを手配するために、運賃、宿泊料その他の運送・宿泊機関等に対して支払う費用及び当社所定の旅行業取扱い料(変更手数料及び取消料金を除きます。)をいいます。
- (2) 旅行代金(旅行代金から申込金を差し引いた額)は旅行開始日を基準として2週間前の同曜日(日)に当る日より前に、当社の指定した方法によってお支払いいただけます。
- (3) 当社は、旅行開始前において、運送・宿泊機関等の運賃・料金の改訂、為替相場の変動その他の事由により旅行代金の変動を生じた場合は、当該旅行代金を変更することがあります。この場合において、旅行代金の増加又は減少は、お客様に帰属するものとします。

6. お客様が出発までに実施する事項

- (1) 旅券・査証について(日本国籍以外の方は、自国の領事館、渡航先国の領事館、入国管理局事務所にお問い合わせ下さい。)
現在お持ちの旅券が今回の旅行に有効かどうかの確認、ならびにご旅行に必要な旅券・査証・再入国許可及び各種証明書の取得及び出入国手続書類の作成等はお客様ご自身の責任で行っていただきます。ただし、当社は、所定の料金を申し受け、別途契約(渡航手続代行契約)として渡航手続きの一部代行を行います。この場合、当社はお客様ご自身に起因する事由により旅券・査証等の取得ができなくてもその責任を負いません。
- (2) 保健衛生について
渡航先(国又は地域)の衛生状況については、厚生労働省「[検査感染症情報ホームページ](http://www.forth.go.jp/)」<http://www.forth.go.jp/>でご確認ください。
- (3) 海外危険情報について
渡航先(国又は地域)によっては、外務省「[海外危険情報](http://www.pubanzen.mofa.go.jp/)」等、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。お申し込みの際に販売店より「海外危険情報に関する書面」をお渡しします。また、外務省「[外務省海外安全ホームページ](http://www.pubanzen.mofa.go.jp/)」<http://www.pubanzen.mofa.go.jp/>でもご確認ください。

7. 旅行契約内容の変更

- (1) お客様から契約内容の変更のお申し出があったときは、当社は可能な限りお客様の求めに応じます。この場合当社は旅行代金を変更することがあります。また、次の料金を申し受けます。
[1] 変更のために運送・宿泊機関に支払う取消料・違約料
[2] 当社所定の変更手数料

8. 旅行契約の解除

- (1) お客様は次の料金をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約の全部または一部を解除することができます。契約解除のお申し出は、取扱支店の営業時間内にお受けします。
[1] お客様がすでに受けた旅行サービスの対価、または未だ提供を受けていない旅行サー

ビスにかかわる取消料、違約料等の名目で旅行サービス提供機関に支払う費用

- [2] 当社所定の取消料
- [3] 当社が得るはずであった取扱料
- (2) 当社の責に帰すべき理由により旅行サービスの手配が不可能になった時は、お客様は旅行契約を解除することができます。このときは、当社は、お客様がすでに受けた旅行サービスの対価として旅行サービス提供機関に支払う費用を差し引いて払い戻しいたします。
- (3) お客様が第5項に規定する期日までに旅行代金を支払われなかったときは、当社は旅行契約を解除することがあります。このときはお客様に次の料金をお支払いいただきます。
[1] お客様がすでに受けた旅行サービスの対価、または未だ提供を受けていない旅行サービスにかかわる取消料、違約料等の名目で旅行サービス提供機関に支払う費用
[2] 当社所定の取消料
[3] 当社が得るはずであった取扱料

9. 団体・グループ手配

- 同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者(以下「構成員」といいます。))がその責任ある代表者を定めて申込んだ旅行契約については、以下により取り扱います。
- (1) 当社は、お客様が定めた代表者(以下「契約責任者」といいます。))が構成員の旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなして、当該旅行契約に関する取引等を契約責任者との間で行います。
 - (2) 当社は、契約責任者が構成員に対して現に負い、または将来負うことが予想される債務または義務について何らの責任を負うものではありません。
 - (3) 契約責任者は、契約締結後当社が定める日までに構成員の名簿を提出していただきます。
 - (4) 契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後は、予め契約責任者が選任した構成員を契約責任者とみなします。
 - (5) 当社は、契約責任者から構成員の変更の申し出があった場合は可能な限りこれに応じます。構成員の変更によって生じる旅行費用の増減は構成員に帰属するものとします。
 - (6) 旅行の運営はお客様ご自身で行っていただきますが、当社は、契約責任者の求めにより所定の添乗サービス料金を申し受けたくうえで、添乗サービスを提供します。添乗員のサービス内容は、原則としてあらかじめ定められた旅行日程上、団体・グループ行動を行うために必要な業務とします。添乗員は契約責任者の指示を受け当該業務を行います。また、添乗員の業務時間帯は、原則として8時から20時までとします。

10. 当社の責任

- (1) 当社の責任の範囲は、第1項(2)に記載した手配行為に限定されます。
- (2) 当社は旅行契約の履行にあたって、当社又は当社が手配を代行させた者(以下「手配代行」といいます。))の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被らされた損害を賠償いたします。ただし損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限り、賠償いたします。
- (3) 手荷物について生じた本項(2)の損害につきましては、本項(2)の規定にかかわらず損害発生の日から起算して21日以内に当社に対して申し出があった場合に限り、賠償いたします。ただし、損害額の如何にかかわらず当社が行う賠償額は1人あたり最高15万円まで(当社に故意、又は重大な過失がある場合を除きます。))といたします。

11. 手配責任

当社が「善良な管理者の注意」をもって、契約書面に記載した旅行サービスの手配を行ったときは、当社の債務の履行は終了したものとします。

12. お客様の責任

お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行動により当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。

13. 個人情報取り扱いについて

当社は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報(氏名、性別、住所、電話番号、パスポート番号、年齢、生年月日等)について、お客様との間の連絡に利用させていただきます。他、お客様がお申込みいただいた旅行における運送・宿泊機関等の提供するサービス手配のために、運送・宿泊機関及び手配代行者に対し必要な範囲内で提供させていただきます。また、査証取得手続きのために、大使館等の機関に対し提供させていただきます。

※ この他、当社では①当社の商品やサービス、キャンペーンのご案内 ②アンケートのお願い ③統計資料の作成 ④団体旅行の円滑な実施のために旅行中にお渡しする参加者の名簿の作成(申込書で可否を伺います)等にお客様の個人情報を利用させていただいております。

14. 約款準拠

本旅行条件説明書に記載のない事項は当社の旅行業約款(手配旅行契約の部)に定めるところによります。

(2010年12月1日改訂)